The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	アメリカ失業保険の法的構造
Author(s)	地神, 亮佑
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/51879
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　　地　神　亮　佑　　）	
論文題名	アメリカ失業保険の法的構造

論文内容の要旨

わが国の雇用保険制度は、主として失業労働者に対する所得保障の役割を担っている。今後、労働力の流動化などにともない雇用保険制度の重要度は増していくと考えられるが、その根拠法である雇用保険法についての体系的な法的研究はあまりなされていない現状にある。そこで、本論文ではわが国の雇用保険法の法的研究への示唆を得るため、同じく失業労働者に対する所得保障の役割を担っているアメリカの失業保険制度の法的構造を検討している。

アメリカの失業保険には他国の制度にはないさまざまな特徴がある。第１章では、そうした特徴的な制度が形成されるに至った過程を検討している。アメリカの失業保険制度は、個々の使用者が自らの被用者の失業をコントロールできるという前提のもと、使用者には被用者に対する「仕事の保障」責任があるとし、仕事の保障責任を果たせず被用者を失業状態にした場合には、補償金を支払うという考え方に基づいて、制度が形成されてきた。結果として、アメリカの失業保険制度は、①失業給付の費用を使用者のみが負担する、②雇用安定インセンティブのため、使用者の失業に関連する「経験」に応じて拠出料率が変化する「経験料率制」を採用している、③使用者の無過失責任主義に基づく制度であるがゆえに、失業者が失業給付を受けるためには、「自らの責めに帰すべき事由がないのに、仕事が無いことのみを理由として失業状態にある」ことが必要となる、という特徴を有することとなっている。

また、アメリカ失業保険の特徴のもうひとつとして、④失業保険制度は原則として州が運営するが、連邦が連邦法によって一定の介入を行っているというものがある。第２章においては、失業保険の拠出や給付の内容は州が決定する権利／義務を有しているとみなされる一方で、連邦が州の立法権限を侵害しないような形（財政的インセンティブ付与）で州失業保険制度に介入を行うことによって、全国的に失業保険制度を実施させていることを示している。また、長期失業者への給付に関しては、連邦が強い影響力を発揮するという形になっている。

第３章以下では、上記の特徴をふまえつつ、法制度の具体的内容と法的諸問題を検討している。第３章では、失業保険制度における使用者の拠出義務の範囲に関する法制度を示している。アメリカの失業保険制度を特徴づける「経験料率制」のもとでは、失業保険の拠出料率は個々の使用者の失業に関連する「経験」に基づいて変動するところ、その目的は使用者に雇用安定インセンティブを与えることや、使用者の制度への積極的関与をうながすことで労使双方のモラルハザードを防止することと、失業から生ずるコストを使用者間で適正配分することにある。

第４章においては、失業給付の受給資格と給付内容についてふれている。上述したように、アメリカの失業保険制度は失業者が「仕事が無いこと」を理由に失業状態にある場合に給付を行うものとしていることから、失業給付の受給資格は「真に労働市場と結びついている」かどうかを基準に判断される。この「労働市場との結びつき」は、一般に一定期間以上フルタイム雇用されてきたことが前提とされてきたが、近年の雇用形態の変動から見直しがはかられている。

第５章では、失業者の失業保険給付に多大な影響を与える給付制限について検討している。アメリカにおいて、自発的離職、非違行為による解雇、あるいは使用者から適職の申出があったにもかかわらず受諾を拒否したことによって失業状態にある場合に、失業給付の受給資格が停止される。このことは、失業者が「保険事故を故意に発生させた」ことを理由としている。上述したように失業給付は「自らの責めに帰すべき事由がない」場合に行われるところ、こうした故意による失業に対して給付を行わないことは当然とみなされる。他方で、失業者の職業選択の自由の観点、そして失業が労働市場の状況に左右されるという事実をふまえ、一定の修正がなされている。

これらのアメリカの失業保険制度の特徴は日本の雇用保険制度との差異を示すものであるが、同じ「社会保険」制度を用いているにもかかわらず生じているそうした違いを精査していくことによって、客観的にわが国の法制度を見直す絶好の材料を提示し得るもの考える。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　地　神　亮　佑　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　教 授	水 島 郁 子
	副 査　教 授	小 嶌 典 明
	副 査　教 授	山 下 典 孝

論文審査の結果の要旨

本論文は、アメリカの失業保険制度の法的構造を検討するものである。

申請者が論文のテーマとしてアメリカの失業保険を選んだのは以下の理由による。近年、雇用保険の役割は重要性を増しているが、社会保障法分野において他の社会保険と比べると学術的・体系的検討がほとんどなされていないのが現状である。そこで本論文は、わが国の雇用保険法研究への示唆を得るために、先進国で失業労働者に対する所得保障の役割を社会保険が担っている、アメリカの失業保険を検討対象とした。

もっとも、アメリカの失業保険に日本や他国の制度にはないさまざまな特徴があることには留意しなければならない。本論文では第１章「使用者責任に基づく失業保険の形成」で、アメリカに特徴的な制度が形成されるに至った過程が検討される。アメリカでは好況期の過剰な投資を避けること等により個々の使用者は自らの被用者の失業をコントロールできる者と位置づけられ、使用者は被用者の「仕事の保障」責任を負うと考えられている。対照的に、被用者は失業について受動的立場にある。したがって、使用者がこの保障責任を果たせずに被用者を失業状態においた場合には、使用者は補償金を支払うべきである。アメリカの失業保険はこのような観点から形成・発展した。その結果、アメリカの失業保険は、失業給付の費用を使用者のみが負担し、経験料率制を採用し、失業給付の要件として失業に被用者の責めに帰すべき事由が無いことを必要とする、という特徴を有している。

第２章「失業保険制度における連邦の役割」は連邦制をとるアメリカにおいて、連邦と州の役割分担が述べられる。失業保険の拠出や給付の内容決定は州の権限であり、連邦は州の立法権限を侵害しない形で州失業保険制度に介入する。それにより連邦は、全国的に失業保険制度を実施させ、また連邦貸付などにより制度を維持している。

第３章以下では、上記のアメリカの特徴を踏まえて、失業保険制度の具体的内容と法的諸問題が検討される。第３章「失業保険制度における使用者の拠出責任」では失業保険の適用範囲と使用者が負う失業保険への拠出責任が検討される。ここでは主に経験料率制についての考え方と具体的な拠出の算定方法が述べられる。第４章「失業給付の受給資格と給付内容」、第５章「給付制限」では失業給付にかかわる重要な諸問題が、州法や裁判例を通して詳細に検討される。

本論文は、日本語による本格的・体系的な先行研究がないアメリカの失業保険の背景、制度、諸問題を、法的観点から丹念に検討した労作である。制度や給付に係る立法は州に委ねられているので、論文の研究対象は州法になる。本論文は、複数の州法のみならず各州の行政規則も参照のうえ、分析・検討が加えられており、アメリカの失業保険制度の実際の運用を垣間見ることができる。なお、州の選択も適切であったことを付言する。

日本法への示唆については細かいところまで検討がなされているとはいえないが、本論文も日本法との比較が今後の課題であることを自認している。日本法との比較として示された諸点はいずれも的確であり、今後の展開が大いに期待できる。

以上、最終試験の結果から見ても、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに十分な価値があるとの結論に至った。なお、本論文に剽窃の無いことは、iThenticateの利用により確認した。